

野田市告示第111号

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第158条第1項の規定により、野田市老人福祉センター使用料及びカラオケ使用料の徴収及び収納事務、所管に係る公衆電話料の収納事務を次のとおり委託する。

令和5年4月17日

野田市長 鈴木 有

- 1 収納事務受託者 野田市鶴奉5番地の1
公益社団法人 野田市シルバー人材センター
会長 澤田 健次郎
- 2 収納金の種類
 - ・野田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づく使用料
 - ・カラオケ使用料
 - ・所管に係る公衆電話料
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで